

# 大洲市農業委員会定例総会議事録

①	日	時	令和4年3月4日（金）午前10時00分～午前10時55分							
②	会	場	大洲市役所 2階大ホール							
③	出席委員									
			2	吉岡	きみ子			4	藤田	秀美
			6	台越	正洋	7	菊池	啓二		
9	菊地	正夫	10	幸野	登吉	11	上田	健二		
13	矢野	正祥	14	山首	憲市					
17	高岡	利典	18	山中	千鶴			20	森永	茂史
21	橋本	英司	22	都築	孝壽					
25	津田	勇	26	田中	賢寿					
29	大本	昭裕	30	武知	由美子					
33	坂	幹幸	34	久保	壽男					
						39	請田	竹男		
④	欠席委員		1	池田	幸二					
⑤	遅刻委員									
⑥	事	務	局	久保事務局長	富永次長	都築専門員（農政）				
				菊地係長（農地）	菊地主査（農政）					
⑦	農	林	水	産	課	菊池課長	竹田課長補佐	大田主事		
⑧	会議の内容		議案第15号	農地法第3条の規定による許可申請について						
			議案第16号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について						
			議案第17号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について						
			議案第18号	農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告について						
			議案第19号	大洲市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の変更について						
			議案第20号	非農地証明について						
			議案第21号	農用地利用集積計画の決定について						

事務局（局長） 只今から、令和4年第3回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。  
開会に当たり、幸野会長にご挨拶をお願いいたします。

会 長 （会長挨拶）

事務局（局長） それでは、只今から、議案審議に移ります。  
会議規則第3条により、幸野会長に議事進行をお願いいたします。

議 長（会長） これより本日の会議を開きます。  
出席委員は農業委員19名中18名、推進委員3名中3名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。  
本日、1番 池田幸二委員より、欠席の報告を受けております。  
本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。  
まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。  
議事録署名委員に、18番 山中千鶴委員と20番 森永茂史委員を指名いたします。  
次に、日程第2 書記の指名を行います。  
本日の会議の書記に、事務局の菊地主査を指名いたします。  
それでは、日程第3 議案審議に入ります。  
まず、議案第15号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局（専門員兼農政係長） 議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明します。  
議案書1ページをご覧ください。  
1番から4番案件は関連案件です。  
1番、北只の土地、田1筆・435㎡。2番、同じく北只の土地、田2筆・819㎡。いずれも売買による所有権の移転です。  
所有権移転後も、引き続き水稻の栽培を行います。  
農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。  
3番、黒木の土地、樹園地2筆・2,039㎡。3年間の使用貸借権の設定です。  
使用収益権設定後も、引き続き、果樹の栽培を行います。  
4番、北只の土地、田2筆・1,185㎡。売買による所有権移転です。  
所有権移転後も、引き続き水稻の栽培を行います。  
いずれも農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。  
5番、野佐来の土地、樹園地1筆・283㎡。売買による所有権移転です。  
所有権移転後も、引き続き果樹の栽培を行います。  
農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。  
6番、7番は関連案件です。  
6番、野佐来の土地、畑3筆・1,175㎡。3年間の使用貸借権の設定です。7番、同じく野佐来の土地、畑3筆・1,394㎡。売買による所有権の移転です。  
どちらも、引き続き野菜の栽培を行う予定です。  
農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。

8番、喜多山の土地、樹園地1筆・4, 062㎡。贈与による所有権移転です。

所有権移転後は、果樹を栽培する予定です。

農業は、譲受人本人が臨時的な雇用も含め、年間を通して従事します。

9番、10番は関連案件です。

9番、東宇山の土地、樹園地1筆・4, 394㎡。3年間の使用貸借権の設定です。

使用収益権設定後も、引き続き、果樹の栽培を行います。

10番、春賀の土地、田1筆・357㎡、畑2筆・511㎡。売買による所有権移転です。

所有権移転後は、整備をして水稻・野菜の栽培を行います。

いずれも農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。

11番、12番は関連案件です。

11番、八多喜町の土地、畑2筆・778㎡。12番、同じく八多喜町の土地、畑1筆・863㎡。いずれも売買による所有権の移転です。

所有権移転後は、果樹の栽培を行う予定になっています。

いずれも農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。

13番、14番は関連案件です。

13番、長浜町今坊の土地、樹園地1筆・6, 187㎡。14番、同じく長浜町今坊の土地、樹園地5筆・合計9, 138㎡。いずれも贈与による所有権の移転です。

所有権移転後も、引き続き果樹の栽培を行います。

いずれも農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。

15番、長浜町櫛生の土地、樹園地1筆・998㎡。売買による所有権移転です。

所有権移転後は、果樹を栽培する予定です。

農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。

16番、肱川町大谷の土地、畑5筆・合計4, 006㎡。売買による所有権の移転です。

所有権移転後は、野菜の栽培を行う予定になっています。

農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。

以上、16件のご審議をよろしくお願いします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

9番

1番から7番案件は、私の担当地区になりますので、説明をさせていただきます。

議案説明資料2ページから8ページも参考にしてください。

まず1番から4番案件が関連になります。

申請地の内、1番、2番、4番案件については、南久米公民館の周辺にある農地で売買による所有権移転となります。3番案件については、4番案件と合わせて30aを超えるように農業経営を行うため、使用貸借権を設定するものです。

それぞれの申請者が農業経営を効率的に行えるよう、交換に近い形で所有権の移転等を行います。

5番案件は、経営規模の拡大を図るため、譲受人の自宅近くの農地を購入するものです。昨年購入した農地がこの申請地に隣接しておりますが、こちらも良好に管理されておりました。

6番、7番案件は関連案件です。申請地は、野佐来集会所の南西約250mにある譲受人の実家周辺の農地です。

6番案件は、3年間の使用貸借権の設定です。

7番案件は、売買による所有権の移転になります。譲受人は別地区に居住していますが、実家には頻繁に帰っており、農業経営には問題ないと思われま

す。すべての案件につきまして、現状を確認しましたが、すべて良好に管理されておりました。

また、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長(会長)

8番。

20番

8番案件について説明します。

議案説明資料9ページも併せてご覧ください。

8番案件は、親族間による贈与です。申請地は、国営喜多山団地内の樹園地2筆になります。隣接する農地も経営基盤強化促進法にて借り受けることになっており、譲り受ける農地と合わせて柿を栽培する計画になっています。

譲受人は、以前にも申請地の北側にある農地を取得し、柿を栽培していますが、良好に管理されています。

調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないことから、問題ないと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長(会長)

9番。

21番

9番、10番案件は関連ですので一括して説明いたします。

議案説明資料10ページ及び11ページも参考にしてください。

9番案件は、3年間の使用貸借権の設定です。場所は三善公民館から北東に約1km。山間部にある樹園地1筆になりますが、現在は柿などの果樹が植えられていました。

10番案件は、売買による所有権の移転です。すべて遊休化しておりますが、1筆は水田として、2筆は普通畑として整備を行っていく予定となっています。

譲受人は高齢ですが、現在子どもさんと同居しており、その子どもさんが主に農業経営していくとのことですので、今後確認を行っていきたいと思います。

調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長(会長)

11番。

22番

それでは11番、12番案件のご説明をいたします。

議案説明資料12ページ及び13ページも参考にしてください。

いずれの案件も、売買による所有権移転です。11番案件は共有。12番案件は単有の案件となります。

申請地は、八多喜公民館から南へ約150m。町中にある畑、合わせて3筆になります。

現在は一部に果樹が植えられておりますが、全体的に遊休化しています。今後は、整備を行ったうえで管理していくとのことです。

譲受人は同じ地区内に居住しており、今までに農業経営に関する問題はありません。

申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないことを確認しています。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

13番。

25番

13番、14番案件について、併せて説明いたします。

議案説明資料14ページ及び15ページもご覧ください。

ともに贈与による所有権移転になります。

申請地は、今坊公民館から南へ約350mにある樹園地1筆及び同じく今坊公民館から南西に約800m。譲受人の実家付近にある樹園地5筆です。現在も良好に管理されております。

なお、申請地については、それぞれ経営基盤強化促進法にて借り受けている農地であり、議案説明資料にある「経営面積」については変更ありません。

その他、調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

15番。

26番

15番案件について、ご説明いたします。

議案説明資料16ページもご覧ください。

15番案件の申請地は、櫛生連絡所の北東約200mにある譲受人の自作地に隣接する農地で、売買にて所有権移転をするものです。

譲受人は、農業経験も豊富で経営規模拡大への意欲もみられるため、所有権移転後の管理に問題はないと思われれます。

申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

34番

16番案件について、ご説明いたします。

議案説明資料17ページをご覧ください。

申請地は、大谷自治センターの南約500mにある集団性のある農地5筆になります。

以前、葉たばこが栽培されていましたが、廃作により農地が返還されたことから、譲受人が売買にて購入し、今後は野菜等の栽培を行いたい

との意向から申請に至っています。

譲受人は、地区内において、農作業の受託を含め、大規模に農業経営を行っており、特に問題ありません。

調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしく願いたします。

議長（会長）

只今、地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はありますか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第16号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（農地係長）

議案第16号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案書4ページ並びに別紙議案説明資料の18ページから21ページまでを併せてご覧ください。

1番、菅田町菅田の土地1筆です。

申請人が所有する農地の近くの住宅街では駐車場が不足しており、住人からの要望を受け検討したところ、利便性が良く需要を見込めるため、申請地へ貸露天駐車場（14台）を造成して賃貸利用するものであります。

申請地は、別紙議案説明資料20ページの地番地目図において赤線で囲まれた部分となっており、大洲市内中心部から東に約3.8kmのところに位置し、おおむね10ha以上の規模の団一の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断いたしました。

なお、第1種農地の転用は原則不許可ですが、本案件は例外許可事項の「集落接続」に該当するため、立地基準には適合するものと考えております。

一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料1.8ページをご確認ください。

また、本案件は、第1種農地に係る転用事案となるため、今月28日に開催される定例常設審議委員会への諮問案件となることを申し添えます。

以上、1件です。ご審議のほど、よろしく願いたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

11番

1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

議案説明資料の18ページから21ページまでをお開きください。

まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、申請地は第1種農地ではありますが、事務局からの説明のとおり例外規定が適用されますので、問題ないと思われま。

次に、農地転用の一般基準である第3号の「転用の確実性」につきましては、許可があり次第、自己資金にて着工したいとのことであり、特に問題ないものと考えます。

また、第4号の「周辺農地等への影響」につきましては、申請地の西側に農地と北及び東側は宅地となっておりますが、安定勾配による造成を行い、土砂の流出を防止する計画であり、各項目において適当と思われることから問題ないと考えます。

よって、本件は農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議なものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第17号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（次長）

議案第17号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案書5ページ並びに別紙議案説明資料22ページから29ページまでを、併せてご覧ください。

1番、菅田町菅田の土地、2筆合計120㎡の案件は、譲受人は現在借家に居住しているが、子供の成長に伴い手狭で不便であるため、自己住宅を建築するために、申請地を取得しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から東北東に約3.9kmのところの位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であることから、「第2種農地」と判断しております。

したがって、立地基準の代替性と一般基準についてご審議をお願いいたします。

2番、豊茂の土地、233㎡の案件は、現在、譲受人は親と同居しているが、結婚を予定しており、現在の居宅では手狭なため、申請地を取得して自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から北西に約10.1kmのところの位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い

農地であることから、「第2種農地」と判断しております。

したがって、立地基準の代替性と一般基準についてご審議をお願いいたします。

以上、2件でございます。

ご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

11番

それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の22ページから25ページまでを参考にしてください。

申請地は、23ページの位置図のとおり、肱東中学校から北西へ、約40mに位置する農地になります。

まず、立地基準については報告書記載のとおりであり、特に問題ないものと思われま

す。次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第借入金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われま

す。また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、24ページの地番地目図のとおり、隣接農地はありませんので、特に問題ないものと思われま

す。よって、本件は農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま

す。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

2番。

29番

それでは、2番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の26ページから29ページまでを参考にしてください。申請地は、27ページの位置図のとおり、豊茂公民館から北北西へ約1.0kmに位置する農地になります。

まず、立地基準については報告書記載のとおりであり、特に問題ないものと思われま

す。次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第借入金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われま

す。また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、28ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われま

す。よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま

す。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特に、ご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することに、ご異議ありませんか。



委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第18号『農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局(専門員兼  
農政係長)

議案第18号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人について」をご説明します。

議案書6ページ、7ページになります。

当議案では、前年度の事業状況報告がありました〇〇〇〇及び〇〇〇〇の2件について、農地所有適格法人の要件具備に関するご審議をお願いするものです。

まず、要件の適否を判断する上で確認が必要となる事項を前のスライドに表示していますので、併せて確認をお願いします。

1番 〇〇〇〇は、主に「キャベツ・玉ねぎ等の野菜」を栽培しており、その加工・販売も行っています。

①「法人の組織」は、農事組合法人です。

②「事業の限定」は、生産する農畜産物及びその関連する事業等のすべてが農業による売上であります。

③の「構成員の資格」は構成員9名の内、4名が農業常時従事者であり、有している議決権9,000口の過半数以上が構成員の議決権であり、問題ありません。

④の「経営責任者の要件」は執行役員6名の内4名が農業常時従事者であり、かつ年間60日以上農作業に全員が従事しております。

2番 〇〇〇〇は、主に「こんにゃく芋・里芋」の栽培を行っており、合わせて加工品の製造・販売も行っています。

①「法人の組織」は、株式会社です。

②「事業の限定」は、生産する農畜産物及びその関連する事業等の過半以上が農業による売上であります。

③の「構成員の資格」は構成員6名全員が農業常時従事者であり、有している議決権20口すべてが構成員の議決権であり、問題ありません。

④の「経営責任者の要件」は執行役員3名が農業常時従事者であり、かつ年間60日以上農作業に従事しております。

以上のとおり、報告書等を確認しましたところ、議案説明資料に記載のとおり、農地所有適格法人の要件を備えているものと思われま

ご審議をお願いします。

議長(会長)

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

(質疑なし)

議長(会長)

特にご質疑もないようですので、報告書の内容については承認することに、ご異議ありませんか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議ないものと認め、報告書については承認することに決定いたし

ました。

次に、議案第19号『大洲市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の変更について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（専門員兼  
農政係長）

議案第19号「大洲市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の変更について」をご説明します。

議案書は8ページからですが、議案説明資料30ページから新旧対照表を付けてありますので、そちらをご覧ください。

当委員会では、農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定に基づき、農業振興地域整備計画に基づく農業経営規模の拡大、農地の集団化、その他農地保有の合理化に資することを目的とした大洲市農業委員会農地移動適正化あっせん基準を設けています。

この基準では、農用地域内における農用地等の所有権移転、または使用及び収益を目的とする権利の設定等のあっせんを行うために必要な事項を定めています。

その一つである「農用地等の権利を取得させるべき者」に関する審査基準は、市が策定する「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の指標に準じています。

「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」については、この後、協議事項において農林水産課職員より説明してもらいますが、「あっせん基準」については、前回（平成29年）の変更から5年が経過し、当該基準に定める事項のうち、構想の見直しと関連する事項の変更についてご審議をお願いするものです。

主な変更点ですが、まず第2条第5項の規定にあった「農地中間管理機構等」とあったものが「農地中間管理機構」と変更します。前回までは「農地利用集積円滑化団体」も含まれていたため、「等」の文字が入っていましたが、「農地中間管理機構」のみになりましたので、「等」の文字を削除いたします。

次に第5条第1項において、「認定就農者」とされていたものを「認定新規就農者」に呼称変更します。さらに「経営体育成支援事業等」を「強い農業・担い手づくり総合支援交付金等」に名称を変更します。

以降の条文については、先程説明した部分について修正を行っています。

基準の変更に当たっては、「農地移動適正化あっせん事業実施要領の運用について」により都道府県知事の認定が必要となるため、変更された基準の施行日は、県知事の認定のあった日としています。

なお、本日許可をいただきましたら、速やかに変更認定の申請に関する書類を県へ提出することを申し添えます。

説明は以上です。ご審議をお願いします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

39番

議案書8ページから提示されている「あっせん基準」は、改正後のものになりますか。

事務局（専門員兼  
農政係長）

そうです。

39番

第2条の第5項に「農地中間管理機構等」とあるのは、「等」を削除

すべきではないですか。

事務局（専門員兼農政係長）  
議長（会長）  
委員  
議長（会長）  
委員  
議長（会長）  
事務局（次長）  
議長（会長）  
10番  
議長（会長）

ご指摘ありがとうございます。訂正させていただきます。

その他、何かないでしょうか。

（質疑なし）

ご質疑ないようですので、この基準を変更することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

ご異議ないものと認め、基準を変更することに決定いたします。次に、議案第20号『非農地証明について』を議題といたします。事務局の説明を求めます。

議案第20号「非農地証明について」ご説明申し上げます。  
議案書13ページ並びに別紙議案説明資料34ページから36ページまでを、併せてご覧ください。  
1番、長谷の土地1, 780㎡の案件は、転用（植林に限る：20年以上経過）し、復旧が著しく困難ということで、申請があったものでございます。  
申出によりますと、申請地に約40年前に杉やクヌギを植林し、現在は農地への復旧が著しく困難な状態になったとのことでございます。  
以上、1件でございます。  
ご審議のほど、お願いいたします。

只今、事務局より説明がありましたが、まず地元委員より報告を受けたいと思います。

この案件については私の担当エリアとなりますので、1番案件の調査結果をご報告いたします。  
議案説明資料の34ページから36ページまでを参考にしてください。  
申請地は35ページの位置図のとおり、南久米公民館から南へ約5.1kmに位置する農地になります。  
申請によりますと、申請地に約40年前に杉やクヌギを植林し、そのまま放置していたため、農地への復旧は著しく困難との申出です。  
申請者の申立、現地調査による樹木の生育状況から、少なくとも植林後20年以上経過しているものと推察することができ、農地への復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と思われます。  
よって本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。  
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

今の件につきまして、地元委員として報告を行いました。何かご質疑はありませんか。

委員	(質疑なし)
議長(会長)	特に、ご質疑もないようですので、この証明願の土地については非農地と判断し、証明書を交付することに、ご異議ありませんか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、この証明願の土地については非農地と判断し、証明書を交付することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第21号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。</p> <p>本件につきましては、〇〇〇〇委員に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、〇〇〇〇委員の退席を求めます。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局(専門員兼農政係長)	<p>議案第21号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。議案書の14ページから、ご覧ください。</p> <p>「新規」案件のみを説明させていただきます。</p> <p>議案書21ページ。6番、水稻を栽培するため、賃借権を5年間設定します。</p> <p>7番、水稻を栽培するため、賃借権を5年間設定します。</p> <p>25ページの15番、水稻を栽培するため、使用賃借権を10年間設定します。</p> <p>16番、水稻を栽培するため、賃借権を10年間設定します。</p> <p>続いて、22番、柿を栽培するため、賃借権を5年間設定します。</p> <p>24番、水稻を栽培するため、賃借権を5年間設定します。</p> <p>29ページの33番、栗を栽培するため、賃借権を4年間設定します。</p> <p>その他の案件は「再設定」になりますので、ご確認をお願いします。</p> <p>以上、利用権設定・件筆数は、33件・119筆、利用権設定総面積、104,595㎡。</p> <p>いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われまます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いします。</p>
議長(会長)	只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。
委員	(質疑なし)
議長(会長)	特に、ご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。</p> <p>それでは、〇〇〇〇委員の入場を許可します。</p> <p>以上で、本日の定例総会に提案しました議案の全ての審議が終了いたしましたので、議事を閉じることいたします。</p>